兵高教組 **2020年6月16日 月月~子作**- **月日 7 —**

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185 URL: http://www.hyogo-kokyoso.commail: honbu@hyogo-kokyoso.com

6月県議会補正予算案(県教委関係)

17日(水)県議会で決定

県立学校における感染症対策等にかかる支援 1校 300 万円

特別支援学校のスクールバス増車。夏季休業期間中の時間講師の配置、冷房にかかる維持費については、「今後精査」

いま開かれている6月県議会に提案されている補 正予算案の中で、学校関係のものをいくつか見てみ ましょう。

まず、全県立学校への1校300万円(基本額)の支援です。感染症防止対策や学習保障等に必要な取り組みを校長の判断で迅速かつ柔軟に実施するための経費の支援として、「換気対策備品(大型冷風機等)、熱中症対策(遮熱フィルム、エアーシャワー等)、フェイスシールド、パーテーション等」を整備するとしています。夏季休業期間中の授業に際して、私たちは特別教室等への空調設置などを求めていますが、緊急の対応としては、この1校300万円が使えます。他にも有効活用のための知恵を出し合いましょう。

また、特別支援学校のスクールバスが「密」にならないよう、乗車率を50%以下にするために、バスの増車・増便(8月まで)の予算がついています。各特別支援学校では、運用の工夫などを短期間で求められて大変ですが、実効あるものになるよう検討が進められています。

他にも、業務支援員の追加配置や高校生等奨学給 付金の拡充などが予算化されています。

時間講師の年間報酬が、例年よりも多くなると予想されることについては、今回は「今後精査」とされ、 具体的な予算はまだついていません。ただ、県教委財務課は、冷房にかかる維持費と合わせて「当然必要。 今後、財政当局に求めていく」としています。

妊娠中の職員が保健指導を受けた場合の措置は、既存の病休を活用

県教委は6月10日付で「妊娠中の教職員のための休暇制度等について」を通知しました。国が、

妊娠中の女性労働者が医師または助産師から保 健指導または健康診査を受けた結果、当該女性 労働者の作業等における新型コロナウイルス感 染症に感染するおそれに関する心理的なストレ スが母体又は胎児の健康保持に影響があると指 導を受けたと申し出があった場合、事業主は必 要な措置を講じなければならない

- と通知していることへの対応として、
 - ○既存の休暇制度の利用
 - ○特に、『母性健康管理指導事項連絡カード』 で休業指導を受けた場合に病気休暇の承認
 - ○その他必要に応じて、授業の組み替え等により対応

の3つを挙げて周知しています。私たちがこれま

で求めてきた特別休暇での対応や在宅勤務等については認められていませんが、通知は、既存の休暇制度等を使って校長が「丁寧な説明による対応」をすることを求めています。

病気休暇の期間が最長の90日に達しなければ毎月の給与は減額されませんが、病気休暇が30日以上になると勤勉手当に影響する場合があります。

既存のものには、通勤緩和のための特別休暇(勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内)などもあります。

適切に運用されない場合には、職場の高教組の分会にご相談ください。

感染リスクが高い基礎疾患をもつ職員等に対する特別休暇などについては、引き続き求めています。

訂正 調査情報 5 号の、部活動指導業務に関わる記載を訂正します。

誤 「指導時間2時間30分」→切り上げて3時間 正 「指導時間2時間31分」→切り上げて3時間30分を超えたら切り上げるということです。訂正いたします。すみませんでした。

児童・生徒、教職員の安全・安心を考える高教組へ、あなたもぜひ!